

弱視通級指導教室

1 概 要

(1) 目 的

「弱視通級指導教室」は、小学校の普通学級に在籍する弱視の児童が、障害に応じた特別な指導を受ける場として北、北中央分校、東、西、呉竹総合支援学校に設置しています。

(2) 指導対象

普通学級での教科学習等が可能な児童で、両眼の矯正視力が 0.04 以上、0.3 未満または何らかの視機能障害（視野狭窄等）があり、将来、点字による教育が必要ではない児童が対象です（手続は「3 弱視通級指導の手続」をご覧ください。）

次のような状態のある子どもは、弱視通級教室で指導を受けたほうがいい場合があります。

- ・眼鏡を掛けて教室の最前列に座っても黒板の字が見えにくい
- ・本やテレビを見るときに極端に目を近づける
- ・本を読むとき、速度が遅く、字をとばすことや行を間違えることがある
- ・掛け時計の針や木の枝など遠くの物がよく見えない
- ・地図や目盛りなど細かい部分がよく分からない
- ・ボール運動や工作などが苦手である
- ・暗い所や、逆に直射日光の元では行動しにくい

2 指導内容等

(1) 指導内容

児童の見る力を最大限に活用して学習に適応する力を身につけるために、見にくいものや見誤りやすいものをしっかりとらえたり、書いたり、作ったりする学習や、レンズ等の補助具を使いこなせるようにするための指導をします。

- ・視力を最大限に活用できるよう、上手な見方や観察などの学習、運動などの学習、目と手の協応の学習などの指導をします。
- ・拡大教材やレンズなどの補助具を使って見やすくして学習することで、学習意欲を引き出します。
- ・文字や図形を正確に書く、表やグラフの見方に慣れるなど、教科学習の内容に応じた指導をします。
- ・一人ひとりの課題に応じて個別に指導し、見えにくさからくる学習上のつまづきを補います。

(2) 実施方法

弱視通級指導教室という障害の実態から遠距離通級が困難であり、普通学級での指導上の配慮等について学級担任への助言が不可欠であるなどの理由により、弱視教室担当教員が児童の在籍している小学校（在籍校）に出向き、在籍校内で指導します。

(3) 指導時間

弱視通級指導教室担当教員が、児童1人につき、週当たり1～6単位時間程度、授業時間帯や放課後に原則としてマンツーマンで指導します。

3 弱視通級指導の手続

(1) 学校での相談 <まず、在籍校の校長と相談します>

在籍校の校長に、児童の見え方の状態やこれまでの相談機関で相談してきた経過、眼科医の診断、また、保護者としての思いや考えなどを伝え、十分相談してください。そのうえで、学校を通して教育委員会に就学審議の申出をします。

新1年生の場合は、地域の小学校の校長に、上記の内容についてできるだけ早期から十分相談し、地域の小学校を通して、教育委員会に就学審議の申出をします。

(2) 就学審議 <就学支援委員会が行う発達検査・面談等（毎年概ね9月～1月に実施）を受けます>

教育委員会では、就学審議の申出を受けて就学支援委員会に諮問を行います。就学支援委員会から発達検査・面談等の日程が学校を通じて連絡され、児童と保護者が出席することになります。

発達検査・面談等では、保護者面談、眼科医の検診、視覚機能検査、発達検査が行われます。ここでは、障害のある児童の教育についての専門的な立場からの相談を受けますので、改めて保護者としての思いや考えを伝え、十分相談してください。

就学支援委員会は、これらの内容をもとにして、一人ひとりの障害の状態や発達段階について総合的に検討し、弱視通級指導教室で指導を受けることが適切かどうか、盲学校への就学が適切かどうかなど、それぞれの発達の様子や教育課題に応じた教育の場について、教育委員会へ答申します。答申を受けて教育委員会が判定を行い、就学審議の内容を学校長に通知します。

(3) 就学先に関する相談 <就学審議の内容をもとに校長と話し合います>

就学審議の内容をもとに、校長が保護者と十分話し合い、児童の状態に最も適した教育の場を決めていきます。

京都市教育委員会指導部総合育成支援課

京都市下京区河原町通仏光寺西入る

TEL) 075-352-2285 FAX) 075-352-2305